三　当該経営承継相続人が当該特別相続認定中小企業者の代表者を退任した場合（第九条第四項各号のいずれかに該当するに至った場合に限る。）において、当該経営承継相続人が当該特別相続認定中小企業者の相続開始の時において有していた当該特別相続認定株式の全部又は一部について法第十二条第一項の認定に係る贈与（以下「特別相続認定株式贈与」という。）をしたとき	当該経営承継相続人が特別相続認定中小企業者の代表者を退任した日	特別相続認定株式贈与が生じたこと（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。） イ　随時相続報告基準期間における代表者の氏名 ロ　当該随時相続報告基準日における常時使用する従業員の数 ハ　随時相続報告基準期間における当該特別相続認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数 ニ　随時相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと ホ　随時相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと ヘ　随時相続報告基準事業年度においていずれも当該特別相続認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと ト　随時相続報告基準事業年度における当該特別相続認定中小企業者の総収入金額 チ　随時相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと リ　当該経営承継相続人が代表者を退任した日 ヌ　当該経営承継相続人が第九条第四項各号のいずれかに該当する事実に至ったこと

第十二条第八項中「前項ただし書」を「前項の表の第二号及び第三号」に改め、「書類」の下に「（前項の表の第三号の報告をする場合にあっては経営承継相続人が第九条第四項のいずれかに該当するに至った旨を証する書類を含む。）」を、同条第十一項中「中小企業者の経営承継贈与者」の下に「（当該経営承継贈与者が当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者へ認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る贈与をする前に、当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る贈与をした経営承継受贈者のうち最も古い時期に当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者とする。以下同じ。）」を加え、同条第十四項中「第五項ただし書」を「第五項の表の第二号」に、「第七項ただし書」を「第七項の表の第二号」に改め、「二十号までに該当しないこと」の下に「第五項の表の第三号及び第七項の表の第三号の報告を受けた場合には第九条第四項各号のいずれかに該当するに至っていること並びに第九条第二項第一号から第三号まで、第六号、第七号及び第九号から第二十二号まで又は第九条第三項第一号から第三号まで、第六号、第七号及び第九号から第二十号までに該当しないこと」を加える。

様式第7を次のように改める。

様式第7

認定申請書

（施行規則第6条第1項第7号の事由に該当する場合）

年　月　日

経済産業大臣名　殿

郵便番号
会社所在地
会　社　名
電　話　番　号
代表者の氏名　　印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（同法施行規則第6条第1項第7号の事由に係るものに限る。）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　特別贈与認定中小企業者について

主たる事業内容		
資本金の額又は出資の総額		円
贈与の日		年　月　日
贈与認定申請基準日		年　月　日
贈与税申告期限		年　月　日
常時使用する従業員の数	贈与の時	贈与認定申請基準日
	(a)+(b)+(c)-(d)　人	(e)+(f)+(g)-(h)　人
厚生年金保険の被保険者の数	(a)	(e)
	人	人
70歳以上75歳未満である健康保険の被保険者の数（*1）	(b)	(f)
	人	人
70歳以上であって(*1)に該当しない常時使用する従業員の数	(c)	(g)
	人	人